

お知らせ



国民年金に関するお知らせ
国民年金の「学生納付特例制度」をご利用ください

閩 住民課 住民年金係 ☎65・3301

直方年金事務所 ☎0949・22・0891

学生の方には、在学中の国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。在学中は毎年申請が必要です。

【申請期間】令和7年4月1日～令和8年3月31日

【申請場所】役場住民課または年金事務所

【申請に必要なもの】

○学生証（コピー可。ただし両面コピー）または在学証明書

○基礎年金番号通知書のコピーまたは年金手帳

※代理人が申請する場合、代理人の身分証明書と、住所が別の場合は委任状（同世帯は除く）が必要です

【対象】①、②の両方に該当する人

①大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校および各種学校に在学する学生（1年以上の課程に在籍している学生で夜間、定時制課程や通信課程も含む）

②本人の前年度所得が「128万円＋扶養親族等の数×38万円＋社会保険料控除など」以下である人

【期間】20歳以上の学生である期間のうち、過去期間は申請が受理された月から2年1か月前（納付済みの月は除く）まで申請可能です。

令和7年度の国民年金保険料額は、
月額1万7,510円です。

（令和7年4月～令和8年3月）

Q. 国民年金ってなんのためにあるんですか？

国民年金は、すべての国民を対象として、老齢・障がい・死亡に関して必要な給付を行い、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的としています。

Q. 老後の年金だけのために払うんですか？

国民年金は、老齢基礎年金のほか、事故などで障がいを負った際に支給される障害者基礎年金や遺族へ支給される遺族基礎年金など、現役世代にこそ必要な「まさか」への備えにもなります。

※詳細は、年金事務所にお問合せください。

※直方年金事務所（0949-22-0891）

お知らせ



5月26日施行 改正戸籍法
戸籍の記載事項に氏名のふりがなが追加されます

閩 住民課 住民年金係 ☎65・3301

令和7年5月26日に改正戸籍法施行により、戸籍の記載事項に氏名のふりがなが追加されます。施行後、本籍地の市区町村長から、戸籍に記載される予定のふりがなが通知されますのでご確認ください。なお、ふりがなの届出に手数料はかからず、届出をしなかったとしても、罰則や罰金はありません。制度の詳細については、法務省ホームページに掲載しています。ご参照ください。

お知らせ



「どうなる？私がいなくなった後」
障がいについて共に考える
講演会

閩 桂川町社会福祉協議会 ☎65・2271

障がいのある子どもの親は、自分たちが病気になるたり亡くなった後も、子どもが安心して暮らし続けていけるかという不安を抱えがちです。こうした「親亡き後問題」への対応や準備について学びませんか。

【日時】5月10日（土）10時～12時

【場所】総合福祉センター「ひまわりの里」

【講師】福岡県社会福祉士会 田中隆二氏

【申込】桂川町社会福祉協議会